

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業が実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎の根治を目的としたインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者は相当数に上っている。

特に、肝硬変・肝がん患者については、就労困難な方も多く、高額入院・手術費用等の負担により生活に困窮を来している。その上、身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定基準も患者の実態に即したものはなっておらず、生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされている。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法制定時には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めること」との附帯決議がなされたにもかかわらず、いまだ何ら具体的な措置が講じられていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない喫緊の課題である。

よって、国においては、以上の現状を踏まえ、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
2. 身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準を緩和し、患者の実態に応じた障害者認定制度にすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月25日

田 辺 市 議 会

(意見書提出先)

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣

衆議院議長

参議院議長